

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	公益法人制度改革等の推進		評価方式	総合・実績・事業	番号	15
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	376,624	98,171	128,860	97,423		
（ 補 正 後 ）	376,624	98,171				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	376,624 <0>	98,171 <0>				
支出済歳出額（千円）	330,386	45,635				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	46,238 <0>	52,536 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②に記載のため省略					
政策評価結果を受けて改善すべき点	今後、一層の申請件数の増加が見込まれるとともに、「柔軟」かつ「迅速」な審査が求められていることから、より一層業務の効率化を図る等の取組を講じながら、審査及び監督業務に係る体制の充実・強化を図る必要がある。					
評価結果の予算要求等への反映状況	①法人関係者からの相談へ対応するために、外部人材による相談会の開催に必要な経費を要求。 ②申請件数の増加、「柔軟」かつ「迅速」な審査及び監督業務の本格化に対応するため、体制整備に必要な専門的非常勤職員の増員を要求するとともに、審査・監督を総括する審査監督官の専任化（現在、充て職）及び審査監督調査官の増員を機構・定員要求。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	公益法人制度改革等の推進					番号	15			政策評価結果等 による見直し額	
(千円)											
予 算 科 目											
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	内閣府本府	公益法人制度改革推進費	公益法人制度改革等の推進に必要な経費	128,860	97,423			-9,752
	小計						128,860	97,423			-9,752
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>	
	C	2					<	>	<	>	
	C	3					<	>	<	>	
	C	4					<	>	<	>	
	小計										<>
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>	
	D	2					<	>	<	>	
	D	3					<	>	<	>	
	D	4					<	>	<	>	
	小計										<>
合計						128,860	97,423			-9,752	
						の内数	の内数				
						の内数	の内数				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		公益法人制度改革等の推進			番号	15		(千円)	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
公益法人改革等の推進に必要な経費	A	1	128,860	97,423	△ 31,437	△ 9,752		△ 9,752	（執行状況の反映）申請受付等業務に係る封筒等消耗品費(1,186)、申請の手引書等印刷製本費(2,001)、行政処分の結果の通知等通信運搬費(2,158)、概況調査の調査票集計作業に係る役員費(4,014)等について、予算計上を見送り。
合計			128,860	97,423	△ 31,437	△ 9,752		△ 9,752	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部署名：大臣官房公益法人行政担当室

公益認定等委員会事務局

政策名	公益法人制度改革等の推進	番号	15
-----	--------------	----	----

政策の概要
 公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現するため、関係行政部局の連携、迅速かつ丁寧な広報の実施、申請者等利用者の利便性、行政の効率化、公益社団法人・公益財団法人、移行法人の監督等を実施する。

【評価結果の概要】

（総合的評価）
 新制度への円滑な移行及び関係行政部局との連携、透明性の高い制度運営のための迅速・丁寧な広報の実施、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整の適切な実施については、概ね目標を達成できた。また、新制度施行後、平成22年6月末までの申請件数に占める電子申請の割合は目標値を大きく上回っており、申請者等利用者の利便性の向上・行政の効率化の確保という所期の目標を達成できた。以上のことから、平成21年度においては、公益法人制度改革等の施策を推進し、「民による公益の増進」の実現という政策目標の達成に向け、着実な進展があったと言える。

（必要性）
 公益法人制度改革は、主務官庁制に対する批判・指摘、民間非営利部門の活動の健全な発展の促進の必要性に対応するため実施され、「民による公益の増進」の実現を目標とするものである。そのためには、公益法人制度改革の推進に係る措置を着実に推進し、新制度への円滑な移行を確保するとともに、公益社団・財団法人等の監督を適時・適切に行う必要がある。

（効率性）
 相談窓口等を通じた相談対応、研修会等への講師派遣やPICTISの管理・運営において、ホームページを通じた迅速・丁寧な情報周知より、申請を検討している法人関係者に新制度の内容や申請手続に関して浸透したことで、行政事務の効率化が図られ、その結果、制度発足から1年間で申請を受け付けたものについての平均審査期間が209日程度（平成22年6月末時点）であったのに対して、それ以降（平成21年12月以降）に申請を受け付けたものについては、115日程度（平成22年6月末時点）と迅速化しており、効果的な業務運営が進められてきていると考えられる。

（有効性）
 相談窓口で相談を受けた688法人のうち約12%にあたる85法人が申請を行っており、全体の申請率が約5%であることから、これらの取組みが有効であったと言える。申請の増加や情報周知が進んだことで、ホームページへの閲覧も月平均20万6千件に達しており、従来の公益法人が2万5千程度であることから、有効な情報伝達手段と考えられる。その他、PICTISの安定的な管理・運営により、申請手続きの負担軽減に寄与してきたところ、国・地方を通じて申請に占める電子申請の割合が96.8%（平成22年6月末時点）に達し、利便性の向上において有効であったと言える。

（反映の方向性）
 来年度以降、申請件数の着実な増加が予想され、公益認定等の事務の円滑な実施が不可欠である。そのためには、法人関係者のための相談会の開催、各種媒体による迅速・丁寧な広報の実施、PICTISの安定的な管理・運営の確保等の取組は今後も継続していく必要がある。また、今後は、申請の着実な増加に伴い、公益社団・財団法人等の監督も本格化し、審査事務と監督事務の輻輳が懸念されるため、事務負担の軽減・業務の効率化に係る取組を講じながらも、審査及び監督業務に係る体制の充実・強化を検討していく必要がある。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現する。	国、都道府県における相談窓口等を通じた法人等からの相談への適切な対応		—	—	適切に対応	適切に対応	適切な実施(21年度)	新制度への円滑な移行のためには、法人からの相談体制の確立が必要であることを踏まえ設定した。
	都道府県向け説明会等を通じた行政庁間の連携確保		—	—	100%	2回の説明会及びブロック会議の開催	1回以上の説明会を開催(21年度)	新制度への円滑な移行のためには、移行期間は、所管官庁(各府県・都道府県)から法人に対する情報提供を重点的に実施する必要があることを踏まえ設定した。
	公益認定等の事務の円滑な実施		—	—	円滑に実施	円滑に実施	円滑な事務処理の実施(21年度)	新制度への移行が円滑に行われることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。
	法人関係者向け説明資料を新たに作成等した場合の公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率		—	—	100%	100%	100%	新制度への円滑な移行のためには、改革の趣旨を法人関係者及び関係行政機関すべてに周知することが重要であることを踏まえ設定した。
	HIPに掲載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHIPへの情報の追加・更新		—	—	速やかに追加・更新	速やかに追加・更新	的確な実施(21年度)	国民に開かれた、透明性の高い行政運営を行っていく観点からは、速やかな情報提供を行う必要があることを踏まえ設定した。
	申請における電子申請の利用の割合		—	—	—	96.80%	50%以上(21年度)	申請者等利用者の利便性の向上の観点からは、システムへのアクセスを維持・向上する必要があることを踏まえ設定した。
	監督の実施状況		—	—	未実施	未実施	的確な実施(21年度)	公益社団・財団法人等への監督が適時・適切に実施されることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。

		特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施	—	—	実施した	実施した	的 確な 実 施 (21年 度)	新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることを踏まえ設定した。
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)			
	第162回国会施政方針演説		平成18年1月20日		公益法人制度については、明治以来100年ぶりに抜本的な見直しを行い、役所の許可を廃止し登記による設立に改めることなどを内容とする法案を国会に提出します。			
	行政改革の重要方針		平成17年12月24日 閣議決定		公益法人制度の改革については、16年行革方針において具体化された「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計し、法案を平成18年通常国会に提出する。また、その具体的内容を踏まえ、新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。			